1 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年の当該事業収入等と比べて3割以上減少した(減少する見込みを含む)世帯に係る令和3年度の国民健康保険税について減免を行っている。

●受付期間 令和3年8月1日~令和4年3月31日

●減免実績

【令和3年度受付分(R3.8月~12月】

件数	減免額			
(うち不承認)	合計	医療分	支援分	介護分
90 (28) 件	13, 178, 300 円	8, 668, 300 円	2, 950, 200 円	1, 559, 800 円

【参考:令和2年度受付分】

件数	減免額			
(うち不承認)	合計	医療分	支援分	介護分
429 (73) 件	72, 991, 100 円	48, 219, 471 円	16, 392, 442 円	8, 379, 187 円

2 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

国民健康保険被保険者で新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いのある被用者(税法上の給与所得者)に傷病手当金を支給している。

●支給対象期間

新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、労務に服する ことができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

●適用期間

令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

●支給実績

PAIN AID					
	申請件数	支給額			
令和2年度	5 件	323, 283 円			
令和3年度*	20 件	667, 705 円			

※令和3年12月28日時点